

北九州市ホタル育成助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊かで潤いのある町づくりに協力するため、ホタルの幼虫飼育・放流及び川ナナ採取・放流等を行う団体に対して助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付の対象)

第2条 この要綱により、助成金の交付を受けることのできる団体は、別に定める要件を満たし、かつ、ホタルの幼虫の飼育・放流等の愛護活動が継続的(概ね3年以上)に行われている地域の10人以上の住民(以下「会員」という)により構成されたホタル育成団体(以下「育成団体」という)とする。

(助成金額及び交付期間)

第3条 育成団体に交付する助成金の年額は、予算の範囲で、1団体—最高限度50,000円とする。

2. 育成団体が年度の途中で解散したときは、4月から解散した月までの月数を、それぞれ前項に規定する助成金の額に乗じて12で除して得た額を交付する。
3. 育成団体へ助成金を交付する期間は、交付を開始した年から7年間を限度とする。

(助成金の交付申請)

第4条 育成団体は、助成金の交付を受けようとするときは、毎年4月末日までにホタル育成助成金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、区役所まちづくり整備課長を経由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 会則
- (2) 会員名簿
- (3) 予算書

(助成金の交付)

第5条 市長は、ホタル育成助成金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、助成金交付の可否を決定するものとする。

2. 市長は、前項の規定により助成金を交付することに決定した育成団体に対しては、ホタル育成助成金交付決定通知書により通知するものとする。
3. 市長は、申請者が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

(以下、「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) または暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) もしくは暴力団員と密接な関係を有するものであるときは、助成金の交付を行わない。

(助成金の交付の条件)

第6条 育成団体は、交付を受けた助成金を別に定める費用以外の費用に使用してはならない。

(助成金の支払い)

第7条 市長は、助成金について概算払をすることができる。

(実績報告)

第8条 助成金の交付を受けた育成団体は、毎年4月1日から4月20日までの間に前年度の実績を、事業実績報告書により区役所まちづくり整備課長を経由して、市長に報告しなければならない。

(助成金交付の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合に於いては、その報告に係る助成事業の成果が、助成金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合するものであるときは、交付すべき助成金の額を確定し、ホテル育成助成金確定通知書により、当該助成金の交付を受けた育成団体に通知するものとする。

(交付決定の取り消し)

第10条 市長は、助成金の交付決定を受けた育成団体が、次の各号の一に該当するときは、助成金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、取り消しにより助成金の交付決定を受けた育成団体に損害があっても、市長はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他助成金の交付の内容、又はこれに付した条件とその他この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 暴力団または暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有するものであることが判明したとき。

(助成金の返還)

第11条 前条の規定による助成金交付の決定の全部又は一部の取消しを受けた育成団体は、交付を受けた助成金のうち、取消しに係る部分に相当する助成金の額を速やかに市長に返還しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、都市整備局長が定める。

付則

- 1 この要綱は昭和62年7月1日から施行する。
- 2 昭和62年度にあつては第4条第1項に規定する「4月末日」を「2月末日」とするものとする。
- 3 この要綱は平成16年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は平成23年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は平成27年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は令和6年4月1日から施行する。